

理容所開設届を提出される方に

◎届出時必要なもの（書類は正副一部ずつ必要。）

- 1 理容所開設届出書（様式第1号）
- 2 理容所の平面図及び付近の見取図（平面図には面積がわかるよう寸法を記入し、待合所、消毒薬剤、器具容器、換気扇等、下の注意事項にある設備を明示すること。）
- 3 理容師が常時2人以上いる理容所の場合、管理理容師資格認定講習会修了証の写し（必ず原本を持参すること。）
- 4 理容師全員の免許証の写し（必ず原本を持参すること。）
- 5 理容師全員の診断書の原本（「結核、皮膚疾患」でないことの診断書で診断日より1ヶ月以内のもの。）
- 6 開設者が外国人の場合、住民票の写し（市が発行する写しの原本であって、国籍等を記載したものに限る。）
- 7 手数料（16,000円）※受付後の返金不可

◎注意事項

- ・面積は13㎡以上あること。（いすが3脚を超えた場合、4脚目以降のいす1脚ごとに3.3㎡を加えた面積であること。）
- ・待合所を設け、作業所と区別すること。
- ・床面、腰板は不浸透性材料であること。
- ・洗い場は流水装置であること。
- ・ふたつきの汚物箱と毛髪箱をそれぞれ備えること。
- ・消毒済み器具と未消毒器具を分けできるようそれぞれ専用の器具容器を備えること。
- ・作業面が100ルクス以上になるような照明であること。
- ・換気扇など換気設備を設けること。
- ・外傷に対する応急手当に必要な薬品、ガーゼなどを常備すること。（救急箱）
- ・血液が付着している、又はその疑いのある器具を消毒するため、煮沸消毒器、エタノール、塩素系薬剤のいずれかを備えること。その他必要に応じて、紫外線消毒器、蒸し器（蒸気消毒）、逆性石けん、グルコン酸クロロヘキシジン、両面界面活性剤を備えること。

※（理容所の名称について）

理容所の名称について理容師法上、規制を受けるものではありませんが、表現に差別性のあるものや不快感を与えるもの、また、公序良俗に反するものでないようご配慮ください。

※（重複開設について）

理容所と美容所を同一の場所で開設すること（重複開設）は、理容所と美容所に必要な衛生上の要件をいずれも満たし、かつ施術者全員が理容師と美容師双方の資格を有している場合に限り認められます。なお、重複開設しようとするときは理容所、美容所それぞれの新規開設届出が必要になりますが、必ず事前にご相談ください。

※（事業を譲り受けた場合の届出について）

親から子への生前贈与等、施設の使用権を譲り受けたときは、「事業譲渡」に該当します。この場合、理容所譲渡承継届出書を提出いただくこととなりますが、必ず事前にご相談ください。また、届出後に保健所担当者が理容所に確認に伺います。

開設時に保健所担当者が理容所に検査に伺います。検査時までに必要な設備を設け、理容所として使用できる状況にしておいて下さい。なお、検査の日程調整が必要ですので開設日は余裕をもって設定してください。

詳しくは、**高槻市保健所 保健衛生課 環境検査チーム（072-661-9331）**まで。